

或母の日記（第六回）

明治三十三年九月三十日生れの女子生後

無名氏

十月上旬梯子だんを(高サ七寸程)一つのぼる

食べ物を見るとウマ～と云ふて手を打つこと又他のものが万歳ことなふれば手をあげる事をねば

ゆ

やうやく自ら立ち上がり得るに至る

下旬に至り梯子だん四五だんをのばるやうになる自分の手にもちたるものを見人にわたす

二十四日種痘をなす

今月より毎食に小茶碗に一杯つゝ食事となす、

其他さつまいもは大によろこびて食ふ

中旬よりバー(宿の老婆)と呼ふ事をねばに下旬

になりチャツ～ン(オトツサンノナマリ)と云ふ

るみそに、砂糖を合せて、鍋に入れて火にかけて、ぬりて、のちに酢を合せてつくるべし
からし、かきたるを一匙^{さじ}いるべし

探合表

○ひらめのつくり身、わり紫蘇

○ひらめひこ、うどのたんざく切

かすていら豆腐

豆腐をよく布に包みてしばりて、桶盆に入れてすり

て、玉子を黄味ともに入れて、すりあはせて、砂糖を入れて、ところへにして、敷布をして蒸籠に入れて蒸すべし、玉子やきなべに油をしきて、夫に入てやき目をつけて出すべし

事もおぼゆ

種痘後八日目より痘あらはる左四右一ために夜發熱し食を減じきがんよろしからず

十一月四日(種痘十二日目)に疱瘡流しとて赤飯を

サンバイシにのせ五色の旗を立て熊野神社に奉納す

茲に私の實行に苦しみし事は斷乳云々ことなり育児法の理

論として述べる所によれば乳ばなれは齒の生ひ始めを以て適當の時期を申しますがさて實際にありては今迄毎日のまして

きたりしものを俄に或は次第にやめしむる事は母自身の子守などせし場合には非常の困難と思はる経験ある賢母諸君の御指教を乞ひます

九月より妊娠の兆あり乳の量著しく減じ十一月頃は全く出ぬやうになりたれば小女の食欲増進したりために胃の擴大なりしを知らずして居りしに十二月上旬母の實家に(八里の距離)つれ往かんと寒さをかして車に乗り参りしに其夜より發熱

して苦しみしかば醫師の診斷により先きの病徵よりして身躰一般に衰弱し居る所を知りこれより極力快復をはかりしも更に其効なく全く病兒となり

病狀記事

十二月五日夜より發熱して苦む翌日醫師の診察を

受く風邪に加へて胃弱なりとこれより粥、卵、牛乳、さしみ等を食品とし服薬せしむ牛乳はいやがり

て飲まず魚類もあらのさしみ位より外のものは食はず一週間治療して宅にかへる宅は魚類の供給

不便のみならず醫師に遠くために療養を怠る十日間なりしかば病況日に増し重くなるばかりなれば廿四日又醫師の許につれゆき夫れより日夜看護に力をつくすと雖も更に其甲斐なく一月中旬に及び衰弱の極度に達し醫師より匙を投せんばかりとなり

今は人乳により快復をはかるより外に途なきに至りしも性來内氣の質にて他人の乳をのまさる方にてまさに死せんとするに臨みてすら絶じて他人の乳を口に入るゝなく急須にしばりためて無理に飲ましめんと計りしも夫れすらきげんよくのまづ、おもゆみるくの類も時にのみのまぬことありよわりはてたる末はねむる事もごくわづかなれば疲勞日毎に加はるばかりにて肉おち骨ゆるみずはることもできねば抱くことも背負ふことも容易ならず實に小兒の病めるを看護するほどせつなもののはあらじかくして一月十七日(發病より四十余日)に至り蛔虫二疋くだりてより様子やゝよろしく其後一週間もへたればいちじるしく元氣づきこれより服薬もやめ専ら食物に意を用ひたれば日を経るに従ひ血色をあらはし匂ひずり立ち上り物を弄ぶ

やうになり發病後凡そ二ヶ月をへて全く先きの
(十一月上旬)身心に快復せり

Men are unwise than children; they do not know the hand that feeds them.

Carlyle.

大人は小兒よりも愚なり、彼等は自己を養育する所の手を知らざるなり

カーライル